

(掲示期間 令和六年三月十五日から令和六年十一月十九日まで)

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第十五項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

令和六年三月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可しようとする建築物の建築の計画

イ 申請者

埼玉県深谷市仲町十一番一号

深谷市長 小島 進

ロ 敷地の位置

埼玉県深谷市仲町五百三十六番一他七筆

ハ 建築物の用途

児童館、幼稚園及び工場（共同給食調理場）

二 意見の聴取の期日

令和六年三月十九日（火）

午前十時から

三 意見の聴取の場所

埼玉県深谷市仲町十一番一号

深谷市役所 会議室 3・1